



これまでの研究を振り返って ～定年退職を迎える先輩から～

騒音振動あれこれ

調査研究科 末岡 伸一

1 はじめに

騒音振動はマイナーな公害という人がいるが、騒音振動にかかる苦情は常にダントツに多く、長年調査研究に従事している者として疑問に思っている。環境に従事する技術者は、化学系が多い中で騒音振動についてのみ機械・建築系などの古典的工学者が担当しており、少数派となっているためだろうかと思っている。

ただし、世間では圧倒的に騒音振動にかかる問題が多いことと、単に工学や理学の世界だけでは、問題の本質に迫れないものがあり、この業務に従事する人には多様な知識や能力が求められている。

2 感覚公害は生活環境の原点

騒音振動は、感覚公害の一つであり、法令でも大気汚染や水質汚濁のような「違反即罰則」という直罰方式ではなく間接罰を採用しており、低減対策等を適切に行政指導することに重点を置いている。しかしながら次々と新しい事案が増えており、大型事案としても国道43号線訴訟、小田急騒音訴訟、厚木飛行場訴訟、嘉手納騒音訴訟など枚挙にいとまがない。

その一方で、最近は近隣問題が急増しており、隣に向かって騒音を出し続けた「おおかみおばさん(筆者の命名)」など耳新しい。振り返れば、騒音振動を原因とする事件も実に多数あり、ピアノ殺人事件、ペット殺人事件、近隣騒音殺人事件、和歌山暴走族事件などその後の騒音政策に大きな影響を与えた事件も数多く存在する。

3 騒音は最も古い公害

騒音振動規制は、公害現象の中で最も早く始まっており、明治の初期に開始され、一般生活騒音、工場騒音・振動、建設騒音・振動と規制等が実施されてきた。特に第二次世界大戦後は、交通機関の急速な発展にともない道路交通騒音、航空機騒音、鉄道騒音と対処すべき騒音源が増加し、「ゆりかごから墓場まで」、「生活騒音から交通機関の騒音まで」対処しなければならなくなっている。最近では、低周波騒音や超低周波騒音、最もあとで気がついたのだが「超」はまちがいで日本語の意味からは「極」低周波音とすべきであったが、このような事案が新聞紙上をにぎわしている。

最近では、自分勝手に騒がしい人が増え、粗野・下品で、わがまま人間も増えてきたように思え、騒音振動問題においては、マナーとしての問題がかなりの部分を占めている。よく、「江戸ふるまい」が話題にのぼるが、余計な音を立てない、人に迷惑をかけないなどの都市生活の常識が通用しなくなってきており、ぜひ、江戸時代からのよき風習を思い出していただきたい。



最初の騒音規制の解説書

4 規制業務と苦情処理

一般に騒音振動苦情が持ち込まれ問題あると認められる場合には、話し合いや行政指導が実施されるが、最近はなかなか進まない。金額さえかければ対策は数多いが、現実適正費用の対策を見つけるのは高度の専門知識が必要である。そこで、訴訟等に進むことが多くなるが、一般には時間や経費がかかることや専門的知識による合意形成が必要なためにADR(裁判外手続き制度)が利用され紛争処理と呼ばれている。公害審査会がその典型であり、ここでも他の公害現象に比べて騒音振動事案が圧倒的に多くなっている。

また、騒音振動規制の歴史においては、国と地方の辛辣なやり取りがあり、俗に「先占理論」とのたたかいと呼ばれている。これは、国が法律を作った場合、条例はそれに移行しなければならないという考え方である。この考え方を認めると地方の独自立法ができなくなることを意味しており、現行の法律においては「別の見地」からの規制ということで、歴史ある地方の条例規制が有効になるように措置してある。もっとも、最近の環境省では、騒音規制法などはナショナルミニマムであるとして、地方における独自規制を歓迎するようになってきた。

5 担当者と地方分権

都道府県レベルでは、騒音振動担当者はきわめて少ないが、市町村レベルになると圧倒的に多数の職員が騒音振動関係に従事している。しかしながら、環境の中で数学が幅を利かせているただ一つの領域でもあり、騒音振動部門への配置については嫌がる職員が多いといわれている。これは、技術指導や一般にややこしい苦情処理をしなければならないことにある。担当者には、法令、対策技術、対人対応など多様な能力が必要であり、このことが敬遠される理由の一つである。

その中で、地方分権が話題となっているが、権限については、その業務の在り方ともに人材確保に

ついて考慮しなければならないのは当然であり、公害環境行政を主として市町村の業務とすることには専門職員の確保から実務的に問題が多いといえる。輝かしい実績をあげていた米国が、権限を州政府以下に移譲したあとは、見るべき成果があげられないのはよく知られた事実であり、米国の徹を踏まないようにしなければならない。騒音振動規制は、地方分権の最前線の論議となっている。

6 騒音振動技術のうつりかわり

騒音振動で使用されている「dB」について、なかなか一般の人には理解ができないようである。これは、俗に単位とよんでいるが、単位ではなく基準値との比の対数であることを示すBの1/10を意味している。騒音では $20 \mu\text{Pa}$ 、振動では 10^{-5}m/s^2 が我が国では基準値とされており、 μPa と m/s^2 が単位である。

このdBを使って騒音計、正式にはサウンドレベルメータを使って、環境測定や低騒音化技術の開発が行われてきており、新型防音壁や透水性舗装など街中でも種々の騒音対策の成果が見られるようになっている。さらに、最近では、個々のメーカーに低騒音・低振動の機器開発を促す手法として「ラベリング制度」活用の検討が開始されており、そう遠くない時期まで

に制度設計ができると考えている。これにより、また新たな対策が刻まれる。



最近増えてきた新型防音壁

7 おわりに

「静かな夜」を経験しない子は、自然に対する恐れを覚えないと筆者は考えており、周囲状況に配慮できない人により、いたずらに事件が生じているように思えてならない。筆者は、騒音振動事件の裏側には、個人であり組織であり、常に騒々しい現代社会があると考えている。